

主な指摘事項【児童発達支援・保育所等訪問支援（多機能型）】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意 ※保育所等訪問支援 のみ	重要事項説明書について、以下の点につき修正すること。今後については修正を行った重要事項説明書にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。 ①サービス提供時間に関する記載が実態と異なるため、修正すること。 ②保育所等訪問支援において提供される便宜に要する費用のうち、基準上通所給付決定保護者から徴収できない費用については、記載しないこと。	1件
運営	通所利用者負担額の 受領	児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、食事の提供に要する費用について、重要事項説明書には正しく記載されていたが、運営規程には一部記載もれがあった。また、通所支給決定保護者に対し、食材料費等の内容及び積算根拠について、説明ができていなかった。ついては、以下のものについて、費用の内訳及び積算根拠を明らかにした上で運営規程に定め、当該費用の内容について、通所支給決定保護者に事前に十分な説明を行ったうえで、その同意を得ること。また、当該費用に係る重要事項説明書と運営規程の記載の内容を整合させること。 ①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理等にかかる費用に相当する額を基本とする）。	1件
運営	児童発達支援計画の 作成等	児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の原案を作成し、その内容について通所給付決定保護者及び障害児に対して説明し、同意を得たうえで、当該計画を通所給付決定保護者に交付すること。また、当該様式において計画の作成者氏名、説明者氏名、交付日等を明記するか、又は別途記録を作成するなどして必要な事実が分かるようにすること。 児童発達支援計画の作成に当たって、年度初回作成成分のみ一律に実態と異なる日付けを作成日として記載していたため、説明日・同意取得日等と整合しない記載内容となっていた。今後は児童発達支援計画の作成に係るプロセスを適切に踏んでいることが分かる記録を作成し、事業所に保管すること。 モニタリングに当たっては、児童発達支援管理責任者が通所給付決定保護者及び障害児に面接して行い、当該記録において面接実施日及び面接者氏名を明記するなどしてその事実を明確にすること。	1件
運営	保育所等訪問支援計 画の作成等	保育所等訪問支援計画の作成に係るアセスメントは、児童発達支援管理責任者が行うべき業務であるが、事業所におけるアセスメントに係る記録においてはその事実を確認できないため、児童発達支援管理責任者が実施したことが分かる様式とすること。 保育所等訪問支援計画の作成に係るアセスメント及びモニタリングに当たっては、児童発達支援管理責任者が通所給付決定保護者及び障害児に面接して行い、当該記録において面接実施日及び面接者氏名を明記するなどしてその事実を明確にすること。 保育所等訪問支援計画は、児童発達支援管理責任者が作成するべきところ、事業所における当該計画においては、児童発達支援管理責任者として配置されていない従業者を作成者として記載しているものが散見された。当該業務は児童発達支援管理責任者が行うべきものであるため、児童発達支援管理責任者として配置された者が実施するよう徹底を図るとともに、その事実が分かる記録を作成すること。 障害児に対する指定サービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議（以下「個別支援会議」という）の開催の有無について確認できなかったため、児童発達支援管理責任者は、個別支援会議を必ず開催すること。また、個別支援会議の開催に際しては漏れなく議事録を作成し、保育所等訪問支援計画の原案について利用者や保護者の意向等を確認したことや、各担当者に意見を求めたことが分かる内容とすること。 児童発達支援管理責任者が保育所等訪問支援計画を作成した際は、指定障害児相談支援事業所に交付すること。また当該様式において指定障害児相談支援事業所への交付日を明記するか、又は別途記録を作成するなどして必要な事実が分かるようにすること。	1件
運営	勤務体制の確保等	従業者の労働条件通知書及び辞令書について、勤務場所が不明確であったため、これらを明記した辞令書等を発出するなどして、その勤務形態を明確にすること。 すべての従業者について、勤務表（出勤簿）において日々の勤務時間（実績）を明らかにすること。	1件
報酬	福祉・介護職員等処 遇改善加算（Ⅰ）	当該加算は、キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすことが算定要件となるが、キャリアパス要件Ⅱのイにおける研修機会の提供及び資格取得のための支援の計画策定について、研修計画は策定されていたものの目標が設定されていなかった。今後は書面で整備し、市に提出すること。 また整備した内容をすべての福祉・介護職員に周知すること。	1件